

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第382号)

平成17年6月10日

横情審答申第382号

平成17年6月10日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成15年3月18日都北開第290号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する協定第9条に規定する検査に関する要領（宅造要領11条に言う「別に定める要領」）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する協定第9条に規定する検査に関する要領（宅造要領11条に言う「別に定める要領」）」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する協定第9条に規定する検査に関する要領（宅造要領11条に言う「別に定める要領」）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成14年12月16日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が作成されていないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する事務取扱い要領（以下「事務取扱要領」という。）第11条では、横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する協定（以下「造成協定」という。）第9条に規定する検査に関する取扱い等は別に定める要領に基づき処理するものとする規定している。

事務取扱要領は、昭和53年10月1日より施行されており、当時の方針では、昭和62年の工事完了（区画整理事業全域）を達成するため、将来行われる横浜市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年7月横浜市規則第56号。以下「施行細則」という。）第10条に基づく工事の一部完了検査業務（第1回は昭和58年3月）についても、いわゆる「港北ニュータウン方式」を導入し、完了検査業務をスピードアップすべきではないかと考えていた。

しかしながら、建築局宅地指導課（当時。現在は、まちづくり調整局宅地指導課。以下「宅地指導課」という。）で行っている通常の完了検査方法をとる方が、最善の検査

方法との判断（昭和37年より運用されており、全市的に広く定着している。）から、実際には「港北ニュータウン方式」と呼ばれるような検査方法をとらなかった。

したがって、施行細則第10条に基づく工事の一部完了検査業務を行うにあたり、通常の完了検査方法をとるとしたことから「完了検査業務についての事務取扱い要領」を作成する必要がなく、本市では、事務取扱い要領第11条に基づく「別に定める要領」を作成又は取得しておらず保有していないため、非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消し、開示するとの決定を求める。
- (2) 申立人の請求文書は「事務取扱い要領 11 条に言う「別に定める要領」」であるが、実施機関は非開示理由として「当該文書を作成し、又は取得していない」と回答した。しかし、この非開示理由は正しくない。
- (3) 実施機関による「法制執務の手引き」にも「別に定める」とは、「他の法令に別に定めがあることを表わす」としている通り、この表現は「存在」を意味している。
- (4) 実際にも、事務取扱い要領の中で5回用いられているが、本件申立文書以外はいずれも別の定めが実在している。以下、次の通りである。
  - ア 事務取扱い要領第6条第2項の「別に定める第1号様式に従い設計協議依頼書を添付するものとする。」
  - イ 事務取扱い要領第6条第3項の「別に定める第2号様式に従い協議済書を公団へ送付するものとする。」
  - ウ 事務取扱い要領第6条第4項の「別に定める第3号様式に従い、着工届...を提出するものとする。」
  - エ 事務取扱い要領第11条の「先行使用宅地の仮検査に関する取扱い等は、別に定める要領に基づき処理するものとする。」
- (5) 特に、事務取扱い要領第11条（検査等）では「造成協定第9条に規定する検査及び第13条に規定する先行使用宅地の仮検査に関する取扱い等は、別に定める要領に基づき処理するものとする。」として、「造成協定第9条に規定する検査」は「先行使用宅地の仮検査に関する取扱い」と並列して書かれている。従って、片方の（仮検査）が存在する以上、もう一方も存在することは明白である。
- (6) 現実にも、港北ニュータウンの宅造の完了検査は、横浜市の通常の完了検査と異な

っている。すなわち、完了検査調書（審査調書）の記載内容が一段と詳しいのみならず、完了検査も二重に実施されており、申立人が請求する「別に定める要領」に基づき、港北ニュータウン独自の完了検査が実施されたことを示している。具体的な例は次のようになるが、これは、本来、宅造完了検査を担当する課である宅地指導課も「ニュータウン方式」と呼ぶ由縁のひとつである。

ア 宅地造成等規制法（昭和 36 年法第 191 号。以下「宅造法」という。）第 12 条に基づく完了検査（合同検査）に先立って、各局独自の完了検査が義務付けられていたこと。

宅造工事について言えば、横浜市都市計画局港北ニュータウン建設事務所（以下「建設事務所」という。）の宅造係が工事完成直後に完了検査を実施しており、それを「完了確認」として審査調書に記載している。（宅地指導課は「完了確認はニュータウン独自のもの」であるとしている。）

イ 審査調書の記載が詳しいこと。

宅造に関して言えば、宅造法第 12 条に基づく完了検査の実施日の他にも 工事名（着工届名称） 中間検査の実施期間 完了確認の日付 手直し確認の日付に至るまで記載されている。（宅地指導課では「中間検査については『許可条件』のひとつであるので必ずチェックはするが、このように日付までは記載しない」としている。）

(7) 以上の如く、完了検査の方法及び調書の様式においても差は歴然としており、別に定める要領の存在を示している。

## 5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事についても、公団が施行している。

横浜市は、宅造法第 11 条に基づく公団からの宅地造成工事に関する協議の申出（昭和 53 年 9 月 30 日協議成立）を受け、同法に基づき宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成 9 年 3 月 31 日にすべて完了している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、事務取扱要領第 11 条にいう「造成協定第 9 条に規定する検査に関する取扱い等は別に定める要領に基づき処理するものとする。」との規定における

「別に定める要領」である。

造成協定第9条では、公団は、造成工事が完了したときは、施行細則第10条の工事の一部完了検査に基づく、工事の一部完了検査を受けなければならないと規定されている。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、事務取扱要領第11条に基づく「別に定める要領」の規定はあるものの、施行細則第10条に基づく工事の一部完了検査業務（宅造法に基づく完了検査）を行うに当たり、通常の方法をとったことから、本件申立文書を作成する必要がなく、保有していないため非開示としたとしている。

これに対し申立人は、事務取扱要領に別に定める要領と記載されていることから、本件申立文書は存在するはずであるとしている。

イ 当審査会では、実施機関がなぜ本件申立文書を作成する必要がなかったのか、また、申立人が完了検査調書の記載内容が一段と詳しいこと及び完了検査を二重に行っているとの指摘について確認するため、平成17年3月11日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 公団は昭和49年の区画整理事業認可時点では、昭和55年には工事を完成させ使用収益を開始すると地権者に約束をしていたが、宅造協議成立が昭和53年までかかるなど、工事の遅れが懸念されていた。そこで本市においても通常の方法ではこの約束を履行できないとの判断から特別な完了検査方式を考え出し、約束を履行しようと考えた。

しかしながら、大幅に工事が遅れており、完了検査方法を簡素化する程度では、約束を履行することが困難なことから、やむを得ず完成時期を延伸せざるを得なかった。そこで完成時期を7年間延伸するスケジュールに変更し昭和62年までとしたため、特別な完了検査方式を取り決める必要がなくなった。

(イ) 審査調書が一段と詳しいとの申立人の主張については、審査調書の書式は通常のものと同じであり、審査調書の記載に関する規定はなく、審査調書の記載内容は統一されたものではない。

(ウ) 完了検査を二重に行っているとの主張については、法に基づく完了検査（合同検査）に先立って各局独自の完了検査を義務付けた取決めはなく、道路及び下水道については建設事務所の道路係及び下水道係が合同検査に先立って港北ニュータウン事業独自の検査を行っているが、建設事務所宅造係、緑政局（当

時。現在は、環境創造局)、消防局等は合同検査のみとしている。

また、「完了確認」は公団発注工事が完了後、公団職員からの口頭依頼により、建設事務所宅造係の職員が現地立会いをするものであり、宅造法に基づく完了検査とは異なるものである。

(I) 以上の理由から、港北ニュータウンでの施行細則第 10 条に基づく工事の一部完了検査業務は、通常の建築局(当時。現在は、まちづくり調整局)が行っている検査方法により行っており、いわゆる「港北ニュータウン方式」と呼ばれるような特殊な方法をとっていない。したがって、「別に定める要領」を作成する必要がなかった。

ウ 当審査会としては、前記イの実施機関の説明に特段不合理な点を認めることはできず、また、そのほかに本件申立文書の存在を推認させる事情は認められないことから、実施機関の本件申立文書が存在しないとする主張については、不合理であるとは言えない。

#### (4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年3月18日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年4月18日 (第10回第一部会) 平成15年4月25日 (第10回第二部会)	・諮問の報告
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年2月25日 (第57回第二部会)	・審議
平成17年3月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年3月11日 (第58回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年3月25日 (第59回第二部会)	・審議
平成17年4月22日 (第61回第二部会)	・審議
平成17年5月13日 (第62回第二部会)	・審議